

七



稻荷神社宮司從四位勳五等國重正文  
特旨ヲ以テ位一級被進

從四位勳五等國重正文  
叙正四位

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治三十四年十月二十六日

内

閣

内閣總理大臣子爵桂 太郎

内 三三八

十日午方 録了 全日 達馬

明治三十四年十月 日 内閣書記官 好

内閣總理大臣 大 内閣書記官長 安

稲荷神社官司從罷以勳五等國章心文  
 舊山古藩人ニシテ明治維新前國事ニ奔  
 走盡瘁シ維新後京都府少夫多事ニ出  
 身ニ同府ニ在テ十餘年間知事ヲ補佐  
 ニシ其職責ヲ盡シ其後富山縣知事轉  
 任健テ内務省社寺局長ト為リ勵精ニ病ヲ  
 以テ官ヲ辭シ更ニ帝國奈良博物館理  
 事ニ任シ稻荷神社官司ニ轉任前後功勞  
 甚シトセズ目下病氣危篤ノ趣ニ白維新ニ  
 際スルノ功勞ヲ録セラシ特ニ位一級ヲ進  
 メ正四位ニ叙セラシ然ルヘト認ム

裏面白紙

内務省

別紙 國重 正文 敘位 一件

上奏書進達ス  
明治三十四年十月廿日

内務大臣男爵内海忠勝



内閣總理大臣子爵桂 太郎殿

官幣大社稻荷神社宮司從四位勳五等國重正文  
 右ハ夙々山口藩ニ任ヘ維新前後ニ際シ  
 内ハ政務ニ鞅掌シ外ハ四方ニ奔走シ  
 拮据盡瘁其國家ニ報スル功勞少  
 カラス明治初年京都府少參事ニ  
 任セラレ爾來權參事參事大書記  
 官ニ歷任シ職ヲ奉スル十餘年ニ涉  
 レリ當時京都府下ハ  
 皇居ヲ東京ニ遷シ給ヒタル後ナル  
 内務省  
 ヲ以テ百事頓カニ縮リ日々衰微ニ  
 赴キ人心恟々民其堵ニ安ンセス然ルニ  
 正文知事榎村正直ヲ輔佐シ孜孜經  
 營能ク其責ヲ盡シ府下ヲシテ單ニ  
 其舊態ヲ維持セシムルノミナラス能ク  
 日ノ盛大ヲ致サシメタルモノハ正文モ亦與  
 テ大ニ力アリト云ハサレヘカラス其後富山  
 縣設置ニ際シ同縣令ニ轉シ創始  
 ノ際格別盡力シ成績顯著ナリ  
 明治二十一年二月内務省社寺局長

任シ精勵其職ヲ奉スル數年一日  
 如シ爾後病ヲ以テ官ヲ辭シ數年  
 ニシテ更ニ帝國奈良博物館理事ニ  
 任シ明治卅二年五月官幣大社稻荷  
 神社官司ニ補セラレ恪勤能ク奉仕  
 ノ責ヲ盡セシ今ヤ病ニ罹リ頗ル危  
 篤ニ瀕セリ依テ從來ノ功勞ヲ嘉  
 ミセラレ特ニ位一級ヲ進メラレ度謹テ  
 上奏ス

明治三十四年十月廿日

内務省

内務大臣男爵内海忠勝

